

2歳児子育て支援事業の実施について

平素より、本園の教育活動にご理解とご協力頂きありがとうございます。
令和5年度の京都府による多子世帯等の2歳児に係る子育て支援事業の支援を実施致します。
事業概要は、以下の通りです。

◆事業概要

○「手続きの対象者」：次の要件のいずれかに該当する2歳児

- ① 多子世帯
- ② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯
- ③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

減免の対象期間は、無償化となる満3歳児の誕生月の前月までとします。(当月は対象外)
4月生まれは対象外になります。

◆補助減免額

- (1) 利用料減免に要する経費を補助基準額とする。ただし、補助基準額の上限は次のとおりとする。
- ・ 保育料 28,000 円から 1 / 3 減免の場合 幼児一人当たり 月額 9,000 円 (上限)
 - ・ 保育料 28,000 円から 2 / 3 減免の場合 幼児一人当たり 月額 18,000 円 (上限)
- (申請書を提出後、確認したのち無償化を迎える誕生月の前月分まで、合算で年度内に返金致します。)

実施例

① 多子世帯

複数の子どもが幼稚園等を同時に利用する場合、小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、
第2子の利用料の 1 / 3 を減免、第3子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2
例1			第2子 [1/3減]			第1子 (幼稚園・保所・小・中・高)		
例2			第3子 [2/3減]		第2子 (幼稚園・保所・小・中・高)			第1子 (幼稚園・保所・小・中・高)

小3以上は
カウントしない。



② 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯

同時利用かどうかにかかわらず、第1子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例3			第1子 [2/3減]						

※カウントの
年齢制限なし。
小3以上も
カウントする。

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

同時利用かどうかにかかわらず、第1子の利用料の 1 / 3 を減免、第2子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例4			第1子 [1/3減]						
例5			第2子 [2/3減]						第1子 (幼稚園・保所・小・中・高)

※カウントの
年齢制限なし。
小3以上も
カウントする。
(一律 2 / 3
減免)

2歳児子育て支援事業利用料減免制度について

●利用料減免の対象者

次の要件のいずれかに該当する世帯の未入園の2歳児（当該年度当初に満2歳である幼児）

【要件】

① 多子世帯

（１）幼稚園、（２）認定こども園、（３）特別支援学校幼稚部、（４）保育所、（５）事業所内保育事業所、（６）企業主導型保育事業所、（７）児童発達支援、（８）医療型児童発達支援施設、（９）居宅訪問型児童発達支援、（１０）児童心理治療施設、（１１）小学校第１学年～第２学年に在籍（利用）している子どもがいる世帯

② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等（※）

※ひとり親世帯等とは、保護者又はその世帯内の子どもが次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

<要件②、③について>

非課税世帯及び所得割課税額については、2歳児子育て支援事業の利用月のうち、4月～8月は前年度、9月～翌年3月は当該年度の市町村民税により判定します。

【次の幼児は対象外となります】

- ・市町村から教育・保育給付3号認定を受けた2歳児

（ただし、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している幼稚園において、当該事業を利用していない幼児を除く。）

●利用料の減免額

対象者の要件に応じ、以下のとおり利用料を減免する。

	第1子	第2子	第3子以降
① 多子世帯		利用料の1/3を減免	利用料の2/3を減免
② 生活保護世帯・住民税非課税世帯	利用料の2/3を減免		
③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等	利用料の1/3を減免	利用料の2/3を減免	

※①多子世帯については、小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、2歳児が第2子に該当する場合は利用料の1/3を減免、第3子以降に該当する場合は利用料の2/3を減免

※③住民税所得割課税額 55,700 円未満世帯等については、2歳児が第1子に該当する場合は利用料の1/3を減免、第2子以降に該当する場合は利用料の2/3を減免

※減免額は次のとおりとする。

- ・1/3減免の場合 幼児一人当たり 月額 9,000 円
- ・2/3減免の場合 幼児一人当たり 月額 18,000 円

●減免の対象期間

対象者が、幼児教育・保育の無償化の対象となる月の前月までとする。

●提出書類

1 2歳児子育て支援事業利用料減免申請書

2 添付書類

① 多子世帯に該当する場合

- (1) 添付書類なし。
- (2) 申請書の申請該当事由欄に、減免対象施設・事業に在籍（利用）している小学校2年生以下の兄弟を記入してください。

② 生活保護又は市町村民税非課税世帯

- (1) 生活保護の方→生活保護受給証明書の写し
- (2) 非課税の方 →市町村が発行する「非課税証明書」又は「課税されていない旨の記載のある課税証明書」の原本

※ 4月～8月の利用料の減免を申請する場合は令和4年度、9月～翌年3月の利用料の減免を申請する場合は令和5年度の書類を提出してください。

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

- (1) 市町村が発行する申請年度の「市（町、村）民税・府民税特別徴収税額通知書」又は「市（町、村）民税・府民税納税通知書」の写し
- (2) (1) の書類がない場合は市町村が発行する「課税証明書」の原本
- (3) 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等に該当する方は、申請書の申請該当事由欄に、該当する項目を記入してください。

※1 共働き等で複数の収入先がある場合、収入がある方全員の書類を提出してください。

※2 課税証明書を取得する際、市町村役場の市町村民税を扱う窓口で「私立幼稚園の利用料減免を受けるため」「市町村民税所得割課税額が分かる証明書を」とお伝えください。（市町村によっては、課税証明書の様式が数種類ありますので、取得に際しては御注意願います。）

※3 4月～8月の利用料の減免を申請する場合は令和4年度、9月～翌年3月の利用料の減免を申請する場合は令和5年度の書類を提出してください。

●申請書の提出後

幼稚園から「2歳児子育て支援事業利用料減免通知書」が送付されます。その後、利用料の減免措置が行われますので、減免措置が行われたことを確認の上、別途配付する「2歳児子育て支援事業利用料減免確認（領収）書」を速やかに幼稚園に提出してください。

●お問い合わせ

利用されている幼稚園の事務室

2 歳児子育て支援事業利用料減免申請書

令和 年 月 日

私立幼稚園設置者 様

(姓 名)

申請者 (利用料負担者)

住 所

氏 名

下記の幼児に係る令和5年度の2歳児子育て支援事業利用料の減免を受けたいので、申請します。

記

幼 児 氏 名

(生 年 月 日)

【申請該当事由】

該当する事由の欄に○を記入してください。↓

事由		確認書類等				○を記入		
①	多子世帯	次欄の施設・事業の種類を1つ選択し、申請年度内における在籍(利用)期間を記入してください。						
	氏名	生年月日	番	在籍(利用)中の施設・事業名	申請年度内における在籍(利用)期間			
		年 月 日			・ ・ ・ ~ ・ ・ ・			
		年 月 日			・ ・ ・ ~ ・ ・ ・			
		年 月 日			・ ・ ・ ~ ・ ・ ・			
	↑ 該当する施設の番号を次の中から選択し記入してください。							
	(1) 幼稚園 (5) 事業所内保育事業所 (9) 居宅訪問型児童発達支援 (2) 認定こども園 (6) 企業主導型保育事業所 (10) 児童心理治療施設 (3) 特別支援学校幼稚園 (7) 児童発達支援 (11) 小児科第1学年~第2学年 (4) 保育所 (8) 医療型児童発達支援施設							
②	生活保護世帯	・生活保護受給証明書の写し						
	市町村民税非課税世帯	・市町村が発行する「非課税証明書」又は「課税されていない旨の記載のある課税証明書」の原本 ※4月~8月の利用料の減免を申請する場合は令和4年度、9月~翌年3月の利用料の減免を申請する場合は令和5年度の書類を提出してください。						
③	市町村民税所得割課税額55,700円未満世帯	A 市町村が発行する申請年度の「市(町、村)民税・府民税特別徴収税額通知書」又は「市(町、村)民税・府民税納税通知書」の写し B Aの書類がない場合は、市町村が発行する「課税証明書」の原本 ※世帯内の収入がある方全員の書類を提出してください。 ※4月~8月の利用料の減免を申請する場合は令和4年度、9月~翌年3月の利用料の減免を申請する場合は令和5年度の書類を提出してください。						
	市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等	・上記A又はBの書類 ※世帯内の収入がある方全員の書類を提出してください。 ※4月~8月の利用料の減免を申請する場合は令和4年度、9月~翌年3月の利用料の減免を申請する場合は令和5年度の書類を提出してください。 ・ア~カのうち、該当する項目に○を記入してください。						
		ア	イ	ウ	エ		オ	カ
		ひとり親	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳		特別児童扶養手当	障害基礎年金
	兄弟の有無		兄弟の有無について、該当する項目に○を記入してください。 ↓有りの場合、兄弟について記入してください。					
	無し	有り	氏名	生年月日	氏名		生年月日	
				年 月 日			年 月 日	

【幼稚園記入／減免区分判定欄】

事由	①多子世帯		②生活保護世帯	③市町村民税非課税		④市町村民税所得割課税額55,700円未満世帯・市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等			
期間	—		—	4月~8月	9月~3月	4月~8月		9月~3月	
減率	第2子以降	第3子以降	—	—	—	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
	1/3	2/3	2/3	2/3	2/3	1/3	2/3	1/3	2/3

市町村民税所得割課税額の確認方法

- 利用料減免の対象となるかどうかは、見本で示す欄を御確認ください。
- 提出いただくのは見本①～③のいずれかひとつです。
- 共働き等で複数の収入先がある場合、世帯の合計額で判断しますので、収入がある方全員の書類を提出してください。
- なお、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除の税額控除は適用されませんので、該当する場合は「所得割額」にこれらの控除額を加算してください。
- 平成30年度から、京都市など政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、利用料減免の対象者の判定は旧税率(6%)を用いて計算します。
1月1日時点で政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に6/8を乗じて計算しなおした上で、御確認ください。

見本①

令和 年度 市民税・府民税 特別徴収税額決定・変更の通知書(納税義務者用)															
所得	給与収入				主たる給与以外の合算所得区分	給与所得	雑所得③								
	給与所得				所得区分	雑所得	課税所得④								
	その他の所得計				所得区分	雑所得	課税所得④								
					所得区分	雑所得	課税所得④								
所得控除	医療費				障害・老・寡・別										
	社会保険料				配偶者										
	小規模企業共済				配偶者特別										
	生命保険料				扶養										
	損害保険料				基礎										
	寄附金				所得控除合計⑤										
(摘要)															
住宅借入金等特別税額控除額 ○○○○○円 (内訳 市○○○○○円 府○○○○○円)															
寄附金税額控除額 ○○○○○円 (内訳 市○○○○○円 府○○○○○円)															

税額控除のある方は、市民税所得割額控除分を「所得割額⑥」に加算してください。

この金額で判定します。
政令指定都市が発行する書類を確認する場合は、所得割額に6/8を乗じて計算しなおした上で、判定してください。

見本②

納税義務者		住所 氏名	
年度	所得の金額		税額
令和 年度 (令和 年分所得)	収入金額	円	所得割額
	給与	円	市県民
	公的年金等	円	市県民
所得の金額の内訳		円	所得割額
総所得 (内給与等) 超短期土地等 分離短期譲渡 分離長期譲渡 山林 退職 株式等の譲渡	本人該当 特別障害者 その他障害者 老年者 寡婦 特別寡婦 寡夫 勤労学生	扶養該当 控除 老人控除 同居老親等 老人扶養 特定扶養 18歳未満 その他扶養 同居特別障害 特別障害 その他障害	所得控除額 雑損 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 寄附金 損害保険料 障害者 配偶者特別 配偶扶養基礎
		円	所得割額
		円	調整
		円	配当
		円	寄附金
		円	住宅増特別
		円	外国
		円	配当扶養控除
その他の事項		税額控除額(市県民)	
		円	調整
		円	寄附金
		円	住宅増特別
		円	その他

税額控除のある方は、市民税所得割額控除分を市民税所得割額に加算してください。

政令指定都市が発行する証明書で、旧税率（6％）に基づいた所得割額及び税額控除額の記載がある場合は、こちらから判定してください。

この金額で判定します。
政令指定都市が発行する書類を確認する場合は、所得割額に6/8を乗じて計算しなおした上で、判定してください。

見本③

令和 年度 市民税 府民税 納付通知書(2)

課税標準額と算出所得額

所得の種類	課税標準額 円	算出所得額	
		市民税 円	府民税 円
①給 所 得			
②山 井・遺業所得			
③分限延滞減免所得			
④分限延滞減免所得			
⑤法外所得減免所得			
⑥上乗給付等の認定所得			
⑦先物取引所得			

○算出所得額は課税標準額に上記減免の税率をかけた金額となります。
 ○山井・遺業所得(上記の②)の算出所得額は、給所得(上記の①)の算出所得額に含められます。

税額扣除等

	市民税 円	府民税 円
①控 除 額		
②控 除 額		
③控 除 額		
④控 除 額		
⑤控 除 額		
⑥控 除 額		
⑦控 除 額		

課税額
円

市民税・府民税の計算

	市民税 円	府民税 円
①算出所得額合計(ア～エの合計)		
②控 除 額 控 除 額		
③課税所得額(ア～エの合計)		
④所得割率(③÷①×②)		
⑤市 民 税 額		
⑥府 民 税 額		
⑦市 民 税 額(⑤×④)		
⑧府 民 税 額(⑥×④)		
⑨市 民 税 額(⑦×④)		
⑩府 民 税 額(⑧×④)		

○減免対象者については、減免適用後の所得税額及び毎年度納税額を記載しています。
 ○課税方法に基づき、年税額は市民税・府民税それぞれで課税限度(100円未満切り捨て)を定めています。
 ○戻付金額又は毎年度の所得税額控除額がある場合、算出所得額から控除することができ、戻付金額(上記の⑩)があるときは、当該年度府民税額へ戻付し、控除するとして、また、戻付金額があるときは、当該年度府民税額に控除し、戻付金額については、一次目の各別府民税額を控除して下さい。

納付金

納付金	市民税 円	府民税 円
①納付金		
②納付金		
③納付金		
④納付金		
⑤納付金		
⑥納付金		
⑦納付金		

納付金
円

納付金コード

納付金コード	市民税 円	府民税 円
①納付金		
②納付金		
③納付金		
④納付金		
⑤納付金		
⑥納付金		
⑦納付金		

※見本③については、通知書が明細書を含め2枚以上になる場合は明細書も全てコピーしてください。